

(重要な会計方針等)

1. 信託資産及び有価証券の評価基準及び評価方法

- ・信託資産については、時価法によっている。
- ・満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっている。

(2) 無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、基金内における利用可能年数(5年)に基づく定額法によっている。

3. 引当金等の計上基準

(1) 貸倒引当金

期末債権について、貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与(期末手当、勤勉手当)に充てるため、賞与支給予定額のうち当期に属する支給対象期間に見合う金額を計上している。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において発生していると認められる額を計上している。

採用している退職制度の概要

確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けている。

退職給付費用の内訳

内 訳	金 額
勤務費用	15,888,400 円
退職給付費用	15,888,400 円

(4) 給付準備金

給付原資積立金

農業者年金事業の給付の原資に充てるため、農業者年金基金の財務及び会計に関する省令第26条第1項第1号の規定により、特例付加年金被保険者経理においては、年度末における特例申出者に係る国庫補助金の総額と特例付加年金被保険者経理における運用収入の総額の合計額から運用に係る費用、付利準備金、調整準備金繰入額等を控除した額を、農業者老齢年金被保険者経理においては、年度末における被保険者等に係る保険料の総額と農業者老齢年金被保険者経理における運用収入の総額から給付費及び運用にかかる費用、支払備金繰入額並びに付利準備金及び調整準備金繰入額等を控除した額を計上している。

付利準備金

付利原資がマイナスとなった場合の補填財源として、財務及び会計に関する省令第26条第1項第2号の規定により、特例申出者及び被保険者等ごとに算出した付利額の総額と付利原資との差額を計上している。

付利：被保険者等に対し運用収入を配分すること。

## 調整準備金

年金裁定時及び裁定後の利差損や死差損が発生する場合に補填を行うため、財務及び会計に関する省令第26条第1項第3号の規定により、年金等裁定時の付利対象者に係る繰入額を計上している。

	合 計	特例付加年金勘定	農業者老齢年金等勘定
給付原資積立金	32,523,530,571	4,111,126,831	28,412,403,740
付利準備金	646,194	82,857	563,337
調整準備金	2,608,894	-	2,608,894
準備金合計	32,526,785,659	4,111,209,688	28,415,575,971

### 4. その他の重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

税込み方式によっている。

#### (2) リスク管理債権

農地等割賦売渡債権および農地等取得資金貸付金のうち、破綻先債権額、延滞先債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権の合計額は、531,115,025 円。

### 5. キャッシュフロー計算書における資金の範囲等

キャッシュフロー計算書における資金（現金及び現金等価物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期または償還期限の到来する短期投資からなる。

#### (1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表の科目別の金額との関係(平成15年9月30日現在)

内容	金額
現金預金	1,779,919,589 円
現金及び現金同等物	1,779,919,589

#### (2) 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはない。

### 6. 機会費用の計上基準

#### (1) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利率

政府出資金等(政府補助金により土地等を取得したこと等により計上された資本剰余金を含む)の期末残高に決算日における10年もの国債の利回りを乗じて算出している。

利率：1.380%

#### (2) 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

公務員からの出向職員に係る退職給付引当金の平成15年度増加額を計上している。

対象者数：68名